

小値賀町議会第二回定例会
(第三日目)

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	収入役	総務課長	住民課長	農林課長	水産商工課長	建設課長	税務課長	診療所事務長	空港管理事務所長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長
山田	岩坪	大黒	谷良	中川	神川	西村	中村	吉元	平野	筒井	福田	松永
憲	勝	泰	一	功	清	三	章	信	之	敏	等	誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 三

永 浦

清 清

美 敏

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成十五年六月二十七日（金曜日）

午前十時

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（末永一朗議員・松永勇治議員）
- 第二 議案第三十七号 船瀬海水浴場の設置及び管理に関する条例案
- 第三 議案第三十八号 財産の取得について
- 第四 議案第三十九号 平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第四十号 平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）
- 第六 発議第十一号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書案
- 第七 発議第十二号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案
- 第八 発議第十三号 道路特定財源の確保に関する意見書案
- 第九 発議第十四号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十 発議第十五号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十一 発議第十六号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 議員派遣の件について

追 加 議 事 日 程

- 第十三 議案第四十一号 工事請負契約の締結について（柳漁港地域水産物供給基盤整備工事）
- 第十四 議案第四十二号 助役選任の同意について

第十五 議案第四十三号 収入役選任の同意について
第十六 議案第四十四号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について

午前十時開議

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、五番・末永一朗議員、六番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、議案第三十七号、船瀬海水浴場の設置及び管理に関する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 議案第三十七号、船瀬海水浴場の設置及び管理に関する条例案について、ご説明いたします。

長崎県と小値賀町は、漁港整備のマスタープランで「美しい村づくり」を基本として、地域住民の憩いの場の整備を進めてまいりましたが、この施策を基にした地域づくりの中で、主要な推進事業のひとつである海岸レクリエーションエリアの整備について、第六次海岸計画により長崎県が施工主体となつて平成七年度から小値賀漁港海岸環境整備事業として着手し、平成十四年度まで継続事業により実施されてきたものであります。

一部を平成十五年度へ繰越された工事もありましたが、この度、全事業が完了の運びとなり、サービス施設の飲食店等に予定している部分を除く他は長崎県有の施設であり、その施設は県から管理委託を受けることになっていくことから、今回、地方自治法第二百四十四条の二に基づき、施設全体を船瀬海水浴場とした設置及び管理に関する条例を定める必要がありますので、本条例案を提案するものであります。

まず、第一条は、当施設の目的とその所在地を、小値賀町中村郷字船瀬一二五七番地二から、字天神崎一一五〇番地一に至る隣接する道路地先と定めております。

第二条は、施設の種類を別表に定めております。

第三条は、入場料と施設利用料についての規定ですが、温水シャワーの利用料金を明確にするものでございます。

第四条は、入場者の遵守事項を定めております。

第五条は、損害賠償で、入場者が施設の物を故意に損傷、或いは滅失したときの規定であります。

第六条は、施設の利用を制限する、また管理上必要があるときは施設等からの退去を命ずることができるよう、規定するものです。

第七条は、海水浴場の管理運営を第三者に委託することができるよう、規定いたしました。

第八条は、海水浴場の施設のうち建物内の一部については、地方自治法によつて貸し付けることができる旨の規定であります。

第九条は、本条例の規定外に、海水浴場の管理に必要な事項が生じた場合は、別に定めることができるよう委任事項として定めております。

附則といたしまして、本条例が平成十五年七月一日から施行できるよう規定いたしました。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 第六条でありますけれど、利用の制限等、六条の二項であります。

その中で、「町長は次の各号のいずれかに該当するときは、施設等からの退去を命ずることができる。一、集団的に又は常習的に暴力的に不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。」、この意味がちよつと分かりませんので、具体的にどういうことを指しているのかということの説明いただきたい。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 通常、私達が暴力を追放しましょう、暴力団を追放しましょうと、というようなことで常識的に判断した場合に、その暴力団的な組織というふうな解釈をしております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） それだけであれば理解し易いんですが、その組織が「利益になる」とは、どういうことを指しているのかということですか。

暴力団等が使用することを禁止するということであれば明確なんですが、それが利益に繋がると認めるときは禁止できない、暴力団でもその利益に繋がらなければ禁止できないのかということですか。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

逆にですね、私の解釈としましては、暴力団は退去を命ずることができずと、もう一つは、暴力団でない組織であつても利益を求めるような行為をしてはいけませんよと、いうふうに解釈はできないでしょうか。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） だから、そういう暴力団以外の組織でもですね、利益っていうのはどういう行為ですか。

これを明確にして下さい。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） いろいろ利益の中にはあるかと思えますけれども、所謂いろいろな物を売り込んだりして金欲が絡む行為というふうに考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 質問回数を超えておりますが、さしていただきます。

今の説明では、それじゃその施設の中でですね、そういう売ったり何だりということとは、こういう不法行為の恐れがある組織以外はいいということになるんですか。これからいけば……、ということが一点。

それから、じゃそういう販売行為等をしなければ、暴力団の組織等が入っているということがわかっていても退去を命ずることとはできないんですか。

この「利益になると認める」と書いてるから、非常に引つ掛かるわけです。そういう組織においては「退去を命ずることができない」と、こう書けば問題ないんですが、これがそういう組織、或いはそれに準ずる組織が利益になると認めな

れば退去できない、させられない、いうことになる、どこにその基準があるのかということ、これを明確にないですね、この条例は少し聊か上手くつかえないということになると思うので、それを確認してるんですが、もうちょっと明確に答えていただけませんか。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） そういうふうに言われますと、判り難いかなというふうに思いますけれども、とにかくその金儲け的な行為をしてはいけませんよと、それ以外はですね、三号のですね、「その他管理上支障があると認めるとき。」と、こういうなことで、こういう行為があつたというようなことは、この三号の方で判断をして退去を命ずることができるといふふうに、大きな意味で三号を捉えていただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十一分	—
—	再開	午前	十時	二十分	—

水産商工課長

議長（近藤一輝） 再開します。

水産商工課長（神川 清） 明確な答弁ができませんで大変申し訳なく思っております。

ただ今の、六条の二の一号の内容といたしましては、「小値賀町が設置した公の施設の使用規則に関する条例施行規則」の二条に一号から三号まで設けてありますので、このことを意味するものでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 私は、八条について質問をします。

希望する者に貸し付けることができるとあります。二百三十八条には、なるほど貸し付けることができますけれども、その他に交換したり、売り払ったり、譲渡したり、ちゅうことも書いてあるわけです。

先に、説明会ときには数名集まって、入札の期日には誰も来なかった、そういう状況の施設です。その後、希望者もあるやには聞いておりますけれども、そういうときにはですね、私は貸し付けるばかりじゃなくして、売ったり譲渡したりすることもいいんじゃないかと、そうすると後の管理も何にも要らなくなると、いう解釈もできるのですよ。自治法の場合、二百三十八条の五の第一項には、そういうふうに書いております。ただ貸し付けるばかりじゃないんです。

その点、どういふふうに思いますか。借り手がいなければ、売ったつていいじゃないですか。後、めんどくさくなくなるだけでしょ。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

確かに二百三十八条の五に、そういふふうにできると、いふふうに書いてございます。

しかし、工事の目的がやっぱり公共の用に供する、公共の福祉の向上に努めると、そして何に使用するかというところまでやつておるわけですから、そういふふうな法的にことに入る前に規制ができると、そしておまけにあその土地・建物は町が有する部分の建物・土地は、県との合併施工でもあります。

そういふふうなことからすれば、常識的には譲渡・売却というなことは考えられないと、いふふうに考えております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 勿論そういふことも解らんわけではないんですよ、やっぱりある一定の期間というのは必要だろうと、そういふことは解った上で、貸し付けようとしても相手側がいなければどうするんですか。

聞くところによると、電子レンジだとかテレビだとか流し台とかガス台とか備え付けて貸すというような話ですけれども、レストラン風なちよつと飲食店風なことには、流し台とかガス台とか向いてないと、一般家庭的なもんだというような話も聞いております。

貸し付けようとするなら、それなりの規模をもって造るべきじゃなかったんですか。貸し付けで借り手がいらない、入札にもその時点でですよ、誰も来なかったと、そういふことを整備してから、実はこうこうということをなくしました、こういうことを前よりも善処しておりますと、利用し易くなりました、ちゆふうなことでやるなら話は解りますけど、入札の参加者が一人もいなかったつちゆう事実を踏まえて、その後何の改良もしなくて、改良ちゆうのかどうかわかりませんが、そのまま貸し付けの条例を作ろうちゆうのはちよつとおかしいんじゃないかなと、だからそんならそのままそこは使わんでやった方がいいんじゃないか、ちゆうふうに考えられるちゆうことも、そういふ考え方もあるちゆうことですよね……

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

その前に現在の状況を説明いたしますけれども、確かに六月六日の説明会には五人は来ました。

しかし、十六日の入札には誰も来ておりません。その後ですね、二人からの申し出がありました、一人は夏場だけならやるといような方でした。そしてもう一人は、一回考えてみましょうということ、先ほどその情報を聞いたばかりです。いろいろと突き詰めて話し合うべきところもあります、「そいじやお待ちしております」という段階までできておりますので、今、黒崎さんの言われることもごもつともな点が沢山感じられました、今……。

だけでも、私達といたしましては、今の施設をそのまま有効に生かしていくということを考えておりますので、そこら辺をどうかご理解をいただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十七号、船瀬海水浴場の設置及び管理に関する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三十七号、船瀬海水浴場の設置及び管理に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第三十八号、財産の取得についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長

農林課長(中谷 功) 議案第三十八号、財産の取得について提案理由をご説明いたします。

この度の財産取得につきましては、県営畑地帯総合整備事業において整備いたしました施設及び土地について、長崎県条例第二十九号の、長崎県所有財産の交換・譲与等に関する条例に基づき、長崎県より小値賀町へ無償財産譲与を受けるものでございます。

今回譲与を受けますのは、簡易水道に係るもの及び営農飲雑用水に係る施設及び土地でございます。

主な土地取得につきましては、殿崎揚水機場用地五四五平方メートル、ファームポンド用地一、二七〇平方メートル、浄水場用地一、〇〇八平方メートル、合計二、八二三平方メートルでございます。

主な工作物取得につきましては、農業用排水施設として揚水機場一ヶ所、送水管一、七八四・六メートル、ファームポンド一ヶ所、配水管三、二〇六・七メートル、営農飲雑用水施設一ヶ所でございます。

詳細につきましては、施設財産調書を添付いたしております。

譲与を受けた後の維持管理につきましては、町から小値賀土地改良区へ維持管理委託をいたすようにいたしております。尚、野崎ダム、承水路及び海底送水管については県有財産とし、町にて維持管理いたすこととなります。

また残りの施設等につきましては、十五年度末に財産譲与を受けることとなります。

以上、財産の取得について地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により、ご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加山議員

一番(加山雅徳) 今の答弁の中で、維持管理を土地改良区の方ですという答弁やったかと思えます。

それで、大体何人ぐらいの体制で維持管理を、まあこれだけの施設ですから、かなり維持管理するにもそれなりの人材が要るんじゃないかと思えます。

そこら辺の説明、お願いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

現在、土地改良区の体制につきましては、委託の事務職員一名、それから職員一名、それと堆肥センターで二名の委託職員を雇用いたしております。

そのようなことで、なかなか財政的にも厳しいわけでございます。私共といたしましては、この四人体制の中で今後していきたいと、ただ、例えば、送水管とか配水管とか破れました折にはその時に雇用をしていきたいと、臨時雇用ですね、していきたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） そしたら専門的などころの修理とか、そういうふうな島内では無理なところが出てきた場合には島外の専門業者の方に委託ちゅうんですか、頼むわけですかいね。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） 配水管、例えば今ご承知のようにですね、水道用水として使う水、飲雑用水として使う水のパイプが破れたという場合におきましては、水道の方の協力も受けたいなというふうに思っております。

また、それ以外でまた必要な処置が出ればですね、業者等へもお願いをするというふうなことに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 前方郷の送水管は、どこからどこまででしょうか。一、七八四・六メートルのことについて、ちよつと説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

揚水機場からパームポンドまでが一応送水管ということにいたしております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十八号、財産の取得についてを採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三十八号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第三十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（大黒泰三） 議案第三十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、漁場環境保全創造事業、集落宮農担い手支援対策事業及び肉用牛振興ビジョン21対策事業等の、新

規採択事業、奨励的・育成的補助金の計上が主なものでございます。

既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ九千六百万円を追加し、補正後の総額を三十六億九千八百万円にするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の九頁より、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、十一款・国庫支出金、二項・国庫補助金で、三万円の増額、十二款・県支出金、二項・県補助金で、三千九百五十三万二千円の増額、四目・農林水産業費県補助金で、実エンドウ農家支援対策として、ながさき「食と農」支援事業、肉用牛の経営規模拡大のための、肉用牛振興ビジョン21対策事業、漁場環境の改善と水産資源の回復を図るための、長崎県水産業振興奨励事業、五目・商工費県補助金で、青少年長期自然体験活動推進事業でございます。

十三款・財産収入、一項・財産運用収入で、四十五万円の増額、十五款・繰入金、一項・基金繰入金で、二千三百万円増額しておりますが、二目・振興基金繰入金で、農業振興費に九百万円、畜産業費に一千万円、商工業振興費四百万円を充当するものでございます。

十六款、一項・繰越金は、前年度の繰越金を三千百十六万七千円増額計上しております。

十七款・諸収入、四項・雑入で、三十二万一千円を増額、十八款、一項・町債で百五十万円を増額しております。

歳出の補正では、一款、一項・議会費で、七万円の増額をしております。

二款・総務費、一項・総務管理費で、五百九十四万四千円を増額し、七目・空港費で、往復航空券の購入補助を計上しております。十目・ふるさと創生事業費で、二百五十八万六千円を計上しておりますが、従来から行なっております人材育成塾事業の中で、本年度は、自然と人が調和した生活様式と歴史財産等を一体的なものとして捉える「エコミュージアム」による地域振興を図り、将来の小値賀像を策定するための事業でございます。二項・徴税費で、九十二万円を計上しております。五項・統計調査費は、国土調査費の労災保険料負担率改定のため、十七万五千円の増額でございます。

三款・民生費、一項・社会福祉費で、各種補助金を三百四十六万五千円を計上しております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費百五十七万一千円は、一目・保健衛生総務費で、運営補助金十一万二千円の計上、四目・健康増進費は、生活習慣病健診事業に係る経費を計上しております。

五款・農林水産業費、一項・農業費で、五千七百二十二万五千円増額ですが、三目・農業振興費では、集落営農担い手支

援事業補助金でございます。四目・畜産業費で、肉用牛経営規模拡大事業補助金と、肉用牛飼養管理施設の整備に係る肉用牛振興ビジョン21対策事業補助金が主なものでございます。二項・林業費で、七十三万円は、松くい虫防除事業に係る増額でございます。三項・水産業費、一千四百六十九万円の増額は、二目・水産業振興費で、自然石投入による藻場造成のための漁場環境保全整備工事と、運営費及び活動費の補助金を計上しております。四目・漁港管理費は、小値賀漁港海岸環境整備事業の落成式費用と海水浴場管理委託料でございます。

六款、一項・商工費で、五百四十八万三千円の増額は、運営補助金と長期自然体験活動推進事業の委託料を計上しております。

九款・教育費、二項・小値賀小学校費六十三万円増額は、教材用のパソコンソフトの購入でございます。三項・斑小学校費二十四万四千円増額は、体育館の時計とパソコンソフトの購入、それに準要保護一名の就学援助費を計上しております。

六項・幼稚園費六万三千円の増額は、ピアノの運搬費の計上でございます。七項・社会教育費二百五十五万五千円は、各種運営補助金と、斑住民センターの改修工事補助金でございます。八項・保健体育費二百六十六万円は、体育協会補助金のほか、各活動費補助金を計上しております。

十三款、一項・予備費十一万五千円を増額し、予備費総額を一千百二十万二千円いたしました。

地方債の補正は、第三表「地方債補正」に示しますとおり、起債の追加に伴う限度額を百五十万円追加しております。

以上で、平成十五年小値賀町一般会計補正予算（第一号）に係る補正予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十一款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・県支出金

横山議員

九番（横山弘蔵） 県支出金の、二節・松くい虫防除事業損失補償金ですね、これは防除においてどのような被害があった

のかですね、具体的にご説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

これは被害等の損失補償金ということではございませんで、松くい虫防除事業に係る空中散布に対しての補助金でございます。これは前回にもそのようなことでお話をしたかと思しますので、ご理解をお願いいたします。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十六款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十八款・町債

十一番（黒崎政美） 町長にお尋ねします。

町長は、合併をしなくて単独でいけるという道を訴え、多くの支持を受けて当選されたわけでございますが、この町債を見る限りですね、前年度が公債費の借入額が三億二千二百万円です。今度は六月の補正でもう既に四億二千万円ちゆうような数字が出ております。

これは勿論、今、山田町長がいじれる意志が入った予算ではないことは十分理解しておりますが、この町債をこれの半分、単独でやっていける、頑張ろうと言うなら少なくとも半分ぐらいは、二億ぐらいにしていかなければならないんじゃないかというふうに私は思っているわけです。

黒崎議員

そうしなければ、いくら人件費も何パーセントカットしようが、それは予算全体からは何パーセントしかならないわけです。

財政改革やろうと言うのなら、こういうことを重点的に考えていかなければ、とても独立していけるような状況じゃないと、因みに公債費、毎年払う公債費、大体前年度が八億一千九百万円ですから、その半分を借り入れる、今年度も八億円ぐらいの金額にすると、今度これが補正もしなくて四億二千万円で終わったとしても約半分はまた新たに借り入れる状況になるわけです。だから、全く事業をしないということはできませんので、私は単独でやっていけるちゅうなら、この町債を年間二億円ぐらい抑えていかなければ、公債費も減らない状況になるんじゃないかと思えます。

そこで、今年からやれとは私は申しません。二年・三年後、細かい数字は要りませんが、どのような方法でやっていくのかというようなお考えをこと細かくには結構でございますので、町長がお考えになっている概念、そういうところをお聞かせ願いたいと思えます。

もちろん、十四年度も削っては大変だな、やっぱりこれは必要だなと思うものばかり使ってきているわけですけども、そういうところを幾らかなりとも削っていかなければ、単独でやっていけるのは大変難しいんじゃないかというふうに思っております。

町長のお考えを一つお聞かせ願いたいと思えます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この意見につきまして、私も同感でございますが大変危惧しているところでございます。

前からの流れもありまして、どうしようもないところもあるわけでございますけれども、今回の補正につきましては、よく精査しながら必要最小限度分をですね、計上したつもりでございます。

それから、いろいろの国県補助金につきましても、まあ農業関係にしてみても、補助金に頼ることなく小値賀の地に合った農業でやっていければと考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・議会費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・総務費

立石議員

十番(立石隆教) 一項、七目・空港費の十九節、往復航空券購入費補助金の三百二十万円の補正のことについて、お伺いをします。

これは長崎と福岡両方においてそれぞれ金額違うと思えますが、長崎便でどれぐらい、福岡便でどれぐらいということをご伺いしているのかということをお伺いします。

議長(近藤一輝) 空港管理事務所長

空港管理事務所長(平野久之) お答えします。

長崎便で往復二千元、福岡便で往復四千元を予定しております。

議長(近藤一輝) 立石議員

十番(立石隆教) 福岡便で往復で四千元ということになると、まあ往復でなければ補助はしないということでしょうが、仮に片道に換算をいたしますと二千元、そうすると今チケットを購入しますと一万円弱で片道行けるわけですが、ですから実質それに二千元補助がつくとすれば、七千円代ということになりますね、七千円も八千円に近い七千円ですが……そういうふうになる、少しでも飛行機に乗っていただきたいというところでこの補助金を考えたと思っておりますが、どうせならもっと下げたらどうかと思うんですね、ですから六千円代ということは考えられないのかなと、如何に飛行機に乗らなかった人間をも乗せようかと考えると、「そんなら安かね」と思うところまで下げないとあまり意味がない、というふうに思うんですね、そこで七千円でもって、これは普通にですね、みんな乗るようになったら約八千円と言います。約八千円と言ふよりは、約七千円、或いは六千円代ということの方が私はその気にさせるのではないかというふうに思うんです。この間、福岡空港に用事がありました、飛行機に乗れなかったんで船で日帰りをいたしました。大石海運で朝早く出ますのでそれで行って来ると十分に帰れます。で、そいで行きましたら、一つが大石海運で片っ方帰りが九商でしたから、それ全部合わせますとですね、昼飯代なんや全部抜きですよ、そうしますと、一万一千五百円でございます。

まあ五千円ちょっとで行き来できるわけです。これを飛行機で行って帰ると、空港に用事があるんですから一番楽なんで

す。ところが、これがまあ補助金を出してもですね、約八千円弱ということになると、「飛行機の方がよかばいね」と思っ
かなあと、こう思うんですよ。

そう考えると、もうちょっと、乗せようとほんとに思うなら、もうちょっと思い切つてですね、この際、補助を出したら
どうかというふうに思うんです。補助金の総額はこれでもいいかも知れませんが、この中でその内訳についてはですね、四
千円ではなくて福岡便については六千円ぐらいの補助をやってもいいんじゃないですか、と私は思うんです。

長崎便についてもそれと同じに連動して上げるか下げるといふことも検討して、片っ方だけそうするのか、両方も、も
うちょっとやってみるのかということも考える必要があると思います。

太古丸に乗ってきますと、グリーン寝台に寝ますと二千円プラスされますんで、そいで合わせますと六千円以上になるん
です。そうすると、若し六千円代だったら、「太古丸に乗るより楽よね」って思ってもらえるんですよ、同じ六千円代に
なるんです。

で、そういうことも考えますと、私は六千円代というのは魅力だなというふうに思うわけですが、その辺について
はもうちょっと内訳の点については検討するというふうにはいきませんでしょうか。

今度、福岡小値賀会がありますが、その中でインパクトを如何に強く言うかということになると、「思い切つてこれぐら
い下げます」ということの方が「そんなら乗るか」という気持ちになる、いうふうに思うので、その辺もうちょっと検討さ
れたらどうかと思うんですが、如何でしょうか。

議長（近藤一輝） 空港管理事務所長

空港管理事務所長（平野久之） お答えします。

四千円で組んでいるわけですが、計画はもつと多く補助するような計画をしたそうなんです、一応今回は四千円組んで
おります。

その後、上乗せに関しては、ちょっと上司とも相談しまして検討したいと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 平成十三年の四月に策定されました「行政改革大綱」でですね、概ね五年間の実施目標を定めておられ
まして、健全な財政運営を推進するための具体的改善計画があります。

その中ですね、人件費・物件費・補助費等の抑制、見直しに努め、補助金等については新設を極力抑制し、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査し、できるものについては統廃合、補助金のカット等も合わせて見直すことと定めてありますが、これまでの予算の中ですね、これを念頭において各種補助金を計上されていると思いますが、町長の各種団体への運営補助、奨励補助に対するお考えをお尋ねします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二分	—
—	再開	午前	十一時	二十分	—

松永議員

議長（近藤一輝） 再開します。

六番（松永勇治） ただ今の質問は、「歳入歳出全般」の折に質問させていただきます。

それで、ちよつとここで引き続き、総務費、二項の徴税費、十九節の税務指導補助金について。

この補助金の、九十二万円ですね、どういふことか、こういうふうな九十二万円という数字が出るのか内容説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えします。

この補助金は商工会に対する補助金でございます。商工会では経理・帳簿の講習会、それでパソコン講習等、幅広く活動されております。

税務関係では、確定申告の指導でお世話になっております。漁業・農業・個人営業者等、小値賀町全域にわたり説明会の開催、税務相談、指導をされております。

特に、今年度から農業所得が収支計算方式に変わりましたので、事務量はかなり増大しております。今年度は、収支計算方式と標準経費方式の二つの方式でやれたんですけど、もう来年度からはですね、農業所得の収支計算一本になってしまいます。

それで、この補助金なんですけど、昨年度並を計上してあります。事務量の増大からしたらですね、決しておかしくない数字とっております。削減することができなかつたもんですから、昨年度並としております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 話に聞くとところによりますと、個人からも月三千円指導の手数料ちゅうのか何か知りませんが取っている、という話でございます。

そしてまた、農業関係の分が増えるということで、事務量が増えるんでしょうけれども、どの位の経費が、人件費とかいろいろそういうふうな経費が要って九十二万円という数字が出るのか、お願いいたします。内容をですね。

今言う指導してる、何をしてるちゅうことは分かっておりますけれども、どの位の経費が要ったのに対して九十二万円の補助を出しているのか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 補助金に対してはですね、実績報告をいただいておりますんですけど、ちよつとその資料が手元にありませんので、後ほどご報告したいと思えます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） お問い合わせします。

議長（近藤一輝） 総務費、ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 先ほどの空港費のところ聞きそびれましたが、これはいつから始める予定かということと、それから現時点で予約をされてる方もおります。

で、その時に例えば七月から始めるということになったりすれば、その方とその時に、二・三日前に予約をしたという方と差が出てくるわけでありますが、そのようなことはどのように処理しようというふうに思っておるのかということと、この二点をお伺いをします。

議長（近藤一輝） 空港管理事務所長

空港管理事務所長（平野久之） お答えします。

七月一日から実施しようと思っております。

飛行機の場合は、二ヶ月前から予約が入るんですが、前に予約した場合と、七月に入ってから予約した場合に乘る日が同じ場合には不公平が生じるかと思っておりますが、不公平が生じないように七月から往復乗る場合には補助をしようと思つて

おります。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 申し訳ありません。

先ほどの件なんですけど、補助金として九十二万円支出しております。

それで、商工会の方の自己負担金が六万五千円でございます。

その支出の内訳としましては、簡易元帳作成費用としまして、農業・漁業用、これがフロッピー代とかコピー代でございますけど、これは三十五万円消耗品として支出されております。

それとあと資料費としまして、農業用・漁業用・農業資料用のOCRソフトがございます。その代金としまして、これはリース料なんですけど、これが三万五千円でございます。

それと、OCRソフトを使用しますパソコンでございますね、これがパソコンのリース代が二十五万円でございます。

それとあと所謂残業代とかですね、会館の使用料等が三十五万円でございます。それで九十二万円の補助金に対して支出が九十八万五千円となっております。

以上です。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうしますとですね、九十八万五千円の費用に対して九十二万円町がやると、出すと、いうことは余りにも補助率が高いんじゃないんですか。

それと、先ほども申し上げましたけれども、個人より一月三千円徴収しているちゅうものは、この経費の中には含まれないんですか。何人おって三千円を一年間取っておるのか内容は知りません。

ですけども、この三千円という徴収はどこで支出されてるんですか、この徴収した分に対して。これに充てられていないんですか。

そうせんとちよっと勘定が合いませんよ。九十八万五千円の内九十二万円を町が出してですよ、その三千円出した分で、六万五千円以上あるでしょ、商工会が六万五千円出しているちゅうことであればですよ。

そこるところを一つお願いいたします。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 税務指導のにその三千円徴収しているということなんですけど、それは商工会の運営費に使われていると思いますけど。

それとですね、農業所得の収支計算方式に移行することによりましてですね、町の税務の方のですね、事務量がかなり増大しています。それで、商工会の力を借りるばですね、職員を増員せんばいかんようになるわけなんですよ。

ですから、職員を増員するよりも商工会の方のですね、御協力をもらった方が安くつくとは私は思っております。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二十八分	—
—	再開	午前	十一時	三十三分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

税務課長

税務課長（中村敏章） 徴収されております三千円の件につきましては、後ほどご報告したいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） ふるさと創生事業費の中でのですね、十三節ですか、委託料。

この中の「エコミュージアム事業分析・構想策定委託料」ですか、これについて具体的に中身の説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

これにつきましては、本年度から総務課にですね、事務局を置いてやるというふうなことになっておりますけれども、引継ぎがまだ全部できておりませんので、私の方から説明させていただきます。

これは、「エコミュージアム構想」と言って小値賀町全体を博物館にしようという構想があります。

その中の一環ですね、ここには、これは人材育成事業でやっておりますから、その塾頭として長崎の「ウエスレアン大学」の佐藤先生とおられますが、その方がこれに関わっておりますけれども、これに関わるようになってからですね、短期大学が四年大学になったということ、なかなかこちらに来れなくなつたわけですね、そういうことで自分達だけではないところ進んで、先生が来られたときにはまたその時でまた協議をするというようなことで、進められております。

そういうことで、この事業の分析・構想をと、いうような委託料で百万円上げておられますが、本当はその先生のですね、塾頭の手当てと言うか御礼と言うか、そういうふうなものも含んだところで別に報償費あたりが必要かというふうに思いますけれども、とにかくこの先生が「小値賀は来れば来るほど一つ一つその宝が増えていく」と、「小値賀は宝の島だ」というに思っておる先生でございます。もう、そういうふうな御礼は硬くるっしいことは要らない」と、「一緒にやっ行ってきましょう」という考えがありますので、旅費とか或いは報償的な部分を少し、少し含めたところで、この百万円を計上しております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農水産業費

土川議員

二番（土川重佳） 四目の畜産業費で、十三節ですけど、この度「かあちゃん牛導入牛補助金」百五十万円を計上されておられますが、具体的な、ちよつとどうという訳で百五十万円という数字を、説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

家族経営協定を締結している家族が十家族ございまして、農業への女性の参画というふうなことで、この経営協定を結んだ方の奥さんをですね、対象に予算化をいたしております。

購入価格を一応四十五万円ということで、その三分の一の、十五万円を限度として予算化をいたしております。十頭分でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 農林水産業費の中の財源内訳ですが、この「その他」という中で一千九百万円ですか、計上されとつこ

たつですけど、「その他」っていうのは、どういう財源ですか。

そこら辺お伺いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） この財源内訳の「その他」の分ですけど、さっきの提案理由の中でご説明いたしたと思いますけど、この財源内訳は、振興基金をそれぞれ充てております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） その振興基金ちゅうのは、貯金のことですか。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） いろいろ目的の基金をもっております。で、この振興基金っていうのが色んな形で利用できますので、そのための基金でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） その振興基金というのは、今答弁された、農業の関係の基金の取り崩しちゅうことでよかったですかね。そういう意味じゃなかったですか。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） いろいろ事業があります。総務課でも水産でも、そういう中であらゆるところに利用できる基金でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 先ほどの「かあちゃん牛」のこともう少しお伺いしたいと思います。

例えば牛を導入しまして、その対象期間と言いますか、補助金の貰った後からの、その対象は何年位の期間がありますか。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

一応、導入してから五年間は保留をしていたらいいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・商工費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・教育費

立石議員

十番（立石隆教） 九款、七項、二目の公民館費の「斑住民センター改修工事」ですか、どの辺を主に扱うのでしょうか。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（筒井英敏） お答えいたします。

斑の住民センターの改修工事はですね、本体から道路側の下屋の部分、炊事場関係がありますよね、あそこの屋根の張り替えと、それから一階部分の、今申しました下屋の下のフロアの張り替え、それからちようど正面から入りまして舞台を除いたフロアの張り替えを予定いたしております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休 憩	午 前	十 一 時	四 十 四 分	—
—	再 開	午 後	二 時	十 九 分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

税務課長

税務課長（中村敏章） 先ほど答弁もれがございましたので、お答えいたします。

月三千円の手数料を徴収している方については、記帳から申告まで全てを商工会が代行している方のみですね、徴収していただくようにしております。

それで、税務指導補助金については、手数料を徴収される方とは別にですね、基本的に自分で記帳から申告まで行なって

おりますが、その事務処理のですね、窓口と、それとか対応するために要する経費をですね、助成しているわけでございます。

本来、商工会の会員ではない農・漁業者についてはですね、農・漁業者の税務相談については、町か税務署で行なうことが本当でございますけど、事務量が增大となるためにですね、商工会の方へ委託的な助成ということで行なっております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） よく分かりましたけれども、負担率がですね、税務指導補助が九十二万円、それに金額的にはいろいろ文句は言いませんけれども、それに商工会が出すのは僅かだということであればですね、補助金じゃなくて委託料で組んだ方がいいんじゃないかなあと、私は思いますけど……

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 上司と相談しまして決めたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 町長にお尋ねいたします。

平成十三年の四月に策定されました「行政改革大綱」は、概ね五年間の実施目標を定めて、健全な財政運営を推進するための具体的改善計画の中に、人件費・物件費・補助費等の抑制、見直しに努め、補助金等については新設を極力抑制し、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査し、できるものについては統廃合、補助金のカット等も合わせて見直しと定めてありますが、これを念頭において各種補助金の計上はされていると思えますが、町長の各種団体への運営補助、奨励的補助に対するお考えをお尋ねします。

それと、まあ一点は、各種団体等への今までの恒例的な補助金は、今回全部計上されているのか、お尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

補助金につきましては、二ヶ年で五パーセントづつのはずです、十パーセントを下げるということでは決まっておりますので、十五年度を見直しをしたかと思つたんですが、各種団体への通知がもう既に済んだということで、この補助金につきましては、十六年度の当初からですね、「ゼロ査定」をいたしました見直すということでは考えております。

ただ、昨日おととい、小辻議員からも言われましたが、当然必要な補助金の新設については、また別に考えたいと思っております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 説明でよく分かりましたが、まあ一点お尋ねしとったと思いますが……

今回で今まで組んでいた恒例の補助金は全部計上されているのか、今回の補正で。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 失礼しました。答弁もれにつきまして。

補助金につきましては、全部上がってるそうでございます。すみません。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、第三表『地方債補正』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十九号、平成十五年小値賀町一般会計補正予算（第一号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第三十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立全員です。

したがって、議案第三十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四十号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） 議案第四十号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由と予算の概要をご説明申し上げます。

この度の予算補正は、平成十四年度の決算額によります前年度繰越金確定と医師の応援体制に係る経費及び患者輸送車の車検代その他に補正の必要が生じたので、本案をご提案申し上げます。

既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ八百八十万円を追加し、補正後の総額を四億一千三百八十万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁より、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、五款、一項、一目・繰越金の八百八十万円の追加計上は、平成十四年度の決算による前年度繰越金の計上でありまして、一項・繰越金の補正後の総額を一千八十万円といたしております。

次に歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費で八百四十三万五千円の計上は、医師の診療応援体制に係る経費が主なものでございます。

内容といたしましては、八節・報償費の五百七十四万円増額は、上五島病院からの土・日曜日及び長崎道ノ尾病院からの

診療応援に係る医師診療謝礼でございます。十一節・需用費で修繕料を六万円、十二節・役務費で二万二千元を計上いたしておりますが、これらは患者輸送車の車検整備等に係るものであります。十三節・委託料の十九万円計上は、医療ガス設備保守点検委託料で、今年度から新規に必要となりましたので今回補正を行うものです。十九節・負担金補助及び交付金の二百四十万九千円計上は、上五島病院からの肝臓特殊外来診療に係る負担金と、それら派遣に伴います旅費補助金及び道ノ尾病院からの診療応援に係る旅費補助等でございます。二十七節・公課費の一万四千元計上は、先程申し上げましたが、患者輸送車の車検に係る自動車重量税でございます。これによりまして、施設管理費の補正後の総額を二億三百二十五万一千円といたしております。

四款、一項、一目・予備費は、三十六万五千円増額いたして、予備費総額を百三万二千円にいたしました。

以上で、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）に係る補正予算の概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款、総務費

松永議員

六番（松永勇治） 一般管理費の八節・報償費の「医師診療謝礼」でございますけれども、これが延べで何人分か、大体いつ頃までの分を組まれているのか、時期ですね、お尋ねします。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） お答えいたします。

この謝礼につきましては、上五島病院の方から月二回の三月までの診療謝礼と、それから夜間の当直に係る分の二日分を

三月まで見込んでおりました、それと道ノ尾病院から週一回木曜日に来ていただきます診療分と、夜間の当直の分一日分、それを計上いたしておりました、三月までを一応見込んでおります。

松永議員

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治） ちよつと聞きもれたんですが、病院は、上五島病院とまあ一つの病院の名前をお願いします。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） お答えいたします。

上五島病院と長崎の方にあります道ノ尾病院の方から応援をいただくようにしております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を採決します。
この表決は、起立によって行います。

議案第四十号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立全員です。

したがって、議案第四十号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、発議第十一号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書案を議題とします。

局長に意見書案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について趣旨説明を求めます。

岩坪議員

七番（岩坪義光） 提案理由。

小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

本案は、「三位一体の改革」の早期実現に関し、政府に対して要望するものであります。

現下の地方財政は、長期にわたる景気低迷により、地方税収などが大幅に減少する一方、公共事業の追加や政策減税の実施により、借入金残高が急増するなど巨額の財源不足が生じ、極めて厳しい状況にあります。

こうした中、現在、政府の経済財政諮問会議において、「骨太の方針第二弾」に基づく改革案が六月末を目途にまとめられることになっておりますが、三位一体の改革は、税源移譲等の税源配分の抜本的な改革が基本であります。

しかしながら、一般の地方分権改革推進会議・小委員会試案においては、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲を先送りするとともに、地方交付税の財源保障機能を実質廃止するなど、地方公共団体にとっては厳しいものとなっております。

地方分権を推進していくためには、「地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かな地域社会の実現を図ることを基

本」とする地方分権の理念に基づいて、国庫補助負担金の廃止・縮減、税配分の見直し、地方交付税の改革等による地方税源の充実強化を基軸とした「三位一体の改革」の早期実現の働きかけが必要です。

よって、ここに本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長（近藤一輝） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これから、発議第十一号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第十一号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書案は、原案のとおり決定しました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するも

のについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・経済財政政策担当大臣・地方分権改革推進会議議長・衆議院議長・参議院議長へそれぞれ送付することにいたします。

日程第七、発議第十二号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題とします。

局長に意見書案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について趣旨説明を求めます。

岩坪議員

七番(岩坪義光) 小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

本案につきましては、義務教育費の国庫負担制度について、政府に対して要望するものであります。

政府は、年々、国庫負担を削減し、逼迫した国家財政事情などを背景に、学校事務職員・栄養職員の給与費等を、国庫負担対象から除外するという現行制度の見直しが論じられております。

これ等、負担の転嫁は、地方自治の財政負担を増大させ、地方の教育行政推進に甚大な影響を及ぼすこととなります。

現行制度を堅持し、従来どおり、学校事務職員・栄養職員の給与費等を国庫負担法から適用除外しないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長(近藤一輝) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 私は、義務教育費国庫負担制度の堅持の求める意見書案に賛成する者であります。

義務教育費国庫負担制度は、経済的、地理的な条件に関わらず、国民が等しく基礎的な教育を受けるために不可欠な制度であり、また、そのことで国家的な教育水準の維持と機会均等を財政的に保障するものであります。

しかしながら、逼迫した国家財政などを背景にした国庫負担削減は、国の二分の一負担がすべて地方自治体の負担となり、教育行政の推進に多大な影響を及ぼすこととなります。

よって、義務教育費国庫負担制度の基本理念に基づいて、現行制度を引き続き堅持されますよう、本意見書案に賛成いたします。

議長（近藤一輝） これで討論を終わります。

これから、発議第十二号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第十二号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決定しました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第八、発議第十三号、道路特定財源の確保に関する意見書案を議題とします。

局長に意見書案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について趣旨説明を求めます。

小辻議員

三番(小辻隆治郎) 小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

本案につきましては、道路特定財源の確保について、政府に対して要望するものであります。

政府は、道路特定財源の一般財源化への使徒見直しについて積極的に論議しておりますが、道路整備の推進を切望する地方の声を無視したものであります。

道路整備予算を確保している道路特定財源制度は、遅れている地方の道路整備を強力に推進するため、なくてはならない制度であります。

ついでには、道路整備を円滑に進めるための財源である揮発油税や自動車重量税等を他に転用することなく、道路整備に充てる道路特定財源として確保するよう強く求め、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長(近藤一輝) これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 私は、道路特定財源の確保に関する意見書案に賛成いたします。

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展にとって欠くことのできない最も基本的な社会資本でありながら、地方においてはその整備状況はまだまだ不十分であります。

さらに、都市と地方の住民生活環境の格差、また、本県特有の地理的・地形的な特異性により、遅れている道路の整備促進なくして本県町村の振興・発展は考えられません。

このような中、国は道路特定財源の一般財源化への使途見直しを議論していますが、遅れている地方の道路整備を推進するためには、道路特定財源制度はなくてはならない制度であります。

よって、道路整備を円滑に進めるための財源である揮発油税や自動車重量税等を他に転用することなく、道路整備に充てる道路特定財源として確保するよう強く要望し、本意見書案に賛成いたします。

議長（近藤一輝） これで討論を終わります。

これから、発議第十三号、道路特定財源の確保に関する意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第十三号、道路特定財源の確保に関する意見書案は、原案のとおり決定しました。
おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するも

のについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・国土交通大臣・衆議院議長・参議院議長・長崎県選出国会議員十名へそれぞれ送付することにいたします。

日程第九、発議第十四号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、発議第十五号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、発議第十六号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、三月定例会以降の県及び郡町村議会議長会、その他団体が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任願います。

おはかりします。

ただいま町長から、議案第四十一号、工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、議案第四十一号を追加日程第十三として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十一号、工事請負契約の締結についてを、追加日程第十三として議題にすることに決定しました。
しばらく休憩します。

―	休憩	午後	二時	五十二分	―
―	再開	午後	二時	五十三分	―

議長(近藤一輝) 再開します。

追加日程第十三、議案第四十一号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長(神川 清) 議案第四十一号について、ご説明申し上げます。

柳漁港地域水産物供給基盤整備工事について、去る六月二十三日入札を執行いたしました。その結果、門田建設株式会社が落札し、入札書記載金額に消費税を加算した金額九千四百五十万円で契約を締結いたしました。地方自治法第九十六条第一項第五号、並びに小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

柳漁港は、前年度から水産基盤整備事業として採択され、既存の北防波堤を五十メートル延長し港内の静穏度を高め、漁船の安全と漁労活動の円滑化を図ろうとするもので、先ずは基礎部分の一部に着工しております。

本年度の工事内容につきましては、予め配布いたしております平面図をご覧ください。

北防波堤の赤く塗りつぶしている部分が本年度施工する箇所ですが、下部工は前年度施工されており、その上部に堤体工のケーソンと場所打コンクリート十五メートルを施工しようとするものです。

なお、工期は平成十六年二月を予定しております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤 議員

八番（伊藤忠之） この平面図を見まして、十五年度分の赤印とそれから十六年度の緑で示した分、これ真ん中がちょうど

十五年度になってますけども、若し課長が掌握であれば、赤印の方から先に工事をやるというのを、説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

まず、先端の緑の部分がほんとは黄色ですね、前年度にやった分が黄色で塗りつぶされるはずなんですけど、黄色の部分は下部工、基礎工が出来上がっております。上部工がまだ出来上がっておりませんので、緑ということになってます。

赤がそこに塗りつぶされておりますのは、そこにですね、ケーソン式の堤体が出来上がります。

今、既存から出ております基礎部分は、そのケーソンよりも浅くなるわけですね、その上に今度は方塊が乗っていきます。

ですので、まずケーソンを据え付けた後に方塊部分の基礎をまたやり直すということになりますので、工事の手段として今回の十五メートルが早く出来上がるというようなことでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十一号、工事請負契約の締結についてを採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十一号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

― 休憩 ―
午後 三時 零分 ―

― 再開 ―
午後 三時 十分 ―

議長(近藤一輝) 再開します。

おはかりします。

ただいま町長から、議案第四十二号、助役選任の同意についてが提出されました。

これを日程に追加し、議案第四十二号を追加日程第十四号として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十二号、助役選任の同意についてを、追加日程第十四号として議題にすることに決定しました。
しばらく休憩します。

― 休憩 ―
午後 三時 十一分 ―

― 再開 ―
午後 三時 十三分 ―

議長(近藤一輝) 再開します。

追加日程第十四、議案第四十二号、助役選任の同意についてを議題とします。

議会事務局長の退場を求めます。

(議会事務局長退場)

議長(近藤一輝) 書記に議案を朗読させます。

(事務局書記朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(山田憲道) 助役選任の同意について。

前任者の北村助役さんが、四月三十日をもって退職されましたので、その後任といたしまして現議会事務局長の三浦氏をお願いしたいと思います。

三浦氏は、皆さまもよくご存知ですが、昭和四十五年日本大学を卒業されて役場職員を三十一年余り勤められております。その間、教育委員会、総務課、住民課、農林水産課など、あらゆるところを経験し、行政に精通されております。

助役としてお願いしたいと思いますので、皆様方のご同意をよろしくお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第四十二号、助役選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

助役選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十二号、助役選任の同意については、これに同意することに決定いたしました。

（議会事務局長入場）

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

― 休憩 午後 三時 十六分 ―

― 再開 午後 三時 十八分 ―

議長（近藤一輝） 再開します。

おはかりします。

ただいま町長から、議案第四十三号、収入役選任の同意についてが提出されました。

これを日程に追加し、議案第四十三号を追加日程第十五として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十三号、収入役選任の同意についてを、追加日程第十五として議題にすることに決定しました。

しばらく休憩します。

― 休憩 午後 三時 十九分 ―

― 再開 午後 三時 二十分 ―

議長（近藤一輝） 再開します。

追加日程第十五、議案第四十三号、収入役選任の同意についてを議題とします。

水産商工課長の退場を求めます。

(水産商工課長退場)

議長(近藤一輝) 局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(山田憲道) 収入役選任の同意について。

現岩坪収入役さんには、六月二十八日任期で勇退されます。

岩坪収入役さんには、四年間大変ご苦労をおかけいたしましたして、心から厚く御礼申し上げます。

ありがとうございます。

後任といたしましたして、現水産商工課長の神川氏をお願いしたいと思います。

神川氏は、皆様方もよくご存知でございますが、昭和四十年に北松西高等学校を卒業されて民間へ就職され、その後、小値賀へ帰郷され、役場に三十六年余り勤められておられます。

その間、総務課を始め、あらゆるところを経験し、行政にも精通されておりますので、収入役としてお願いをしたいと思いますので、皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いましたが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第四十三号、収入役選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

収入役選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十三号、収入役選任の同意については、これに同意することに決定いたしました。

（水産商工課長入場）

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 —

— 再開 —

議長（近藤一輝） 再開します。

おはかりします。

ただいま町長から、議案第四十四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてが提出されました。

これを日程に追加し、議案第四十四号を追加日程第十六として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを、追加日程第十六として議題にすることに決定しました。

しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 再開します。

—	休憩	午後	三時	二十五分	—
—	再開	午後	三時	二十六分	—

追加日程第十六、議案第四十四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 小値賀町教育委員会委員任命の同意について。

坂井委員が六月一日に退職されましたので、その後任といたしました。大黒清利氏にお願いしたいと思います。

大黒氏は、昭和三十一年生まれの四十七歳でございます。九州産業大学を卒業後、自営業をされておられます。

商工青年部長を始め、PTA役員としての活動、地域の活動等幅広く活躍されておられます。人のお世話もよくされ、教育にも熱心でございますので、適任と思われるので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第四十四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。
おはかりします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定いたしました。
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これで、平成十五年小値賀町議会第二回定例会を閉会します。

― 午後 三時二十九分 閉会 ―